

2022年9月吉日

地方自治体関係者各位

日本財団経営企画広報部  
子どもサポートチーム

## 2023年度「子ども第三の居場所」事業募集について（協力依頼）

平素より当財団事業へのご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

当財団では、2016年からすべての子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる「子ども第三の居場所」を全国に開設してまいりました。（2022年9月現在、全国で179拠点開設・運営）。

今般、当財団は新型コロナウイルスによる子どもたちの生活への影響をふまえ、「子ども第三の居場所」のさらなる推進・拡大のため2023年度「子ども第三の居場所」開設事業及び運営事業の募集を行います。「常設ケアモデル」「学習・生活支援モデル」「コミュニティモデル」の3つの運営モデルにて募集し、当財団が居場所の運営団体に対して開設費及び運営費を助成し、助成期間（最大3年間）終了後は、地方自治体に事業移管又は運営団体が自主事業として継続するものです。いずれのモデルにおいても、ひとり親世帯や発達特性による学習や生活上の困難、経済的理由による機会の剥奪など、様々な困難に直面している子どもたちを対象としており、対象世帯へのアウトリーチや事業の継続性の観点から地方自治体との連携・協働が不可欠です。このため、事業の申請に際し、運営団体に対し「自治体協力届出」の提出を必須としております。この「自治体協力届出」につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、運営団体から依頼があった際にはご協力を賜りたく存じます。

### 記

#### 1. 自治体協力届出について

申請いただく運営モデルに応じて、様式A又は様式Bのいずれかの様式を、運営団体を通じてご提出いただきます。いずれの様式にも地方自治体の公印が必要です。

- ・様式A：「常設ケアモデル」「学習・生活支援モデル」において、当財団から運営団体への助成終了後、地方自治体予算措置のうえ各自治体の事業として継続する場合にご提出いただきます。事業が採択された場合、地方自治体と運営団体、当財団の三者による協定書（様式A）を締結していただきます。
- ・様式B：「学習・生活支援モデル」「コミュニティモデル」において、当財団から運営団体への助成終了後、運営団体が自主事業として継続する場合にご提出いただき

ます。事業が採択された場合、地方自治体と運営団体、当財団の三者による協定書（様式 B）を締結していただきます。

※いずれの様式を提出いただいた場合でも事業の採択を確約するものではありません。

※行政区を有する自治体におかれましては、公印は行政区の印で代用可能です。

## 2. スケジュール（予定）

2022 年 10 月 3 日～10 月 31 日 17 時 日本財団への申請

2022 年 11 月～2023 年 1 月 当財団から運営団体や各自治体へヒアリング等を実施

2023 年 2 月～3 月 当財団から運営団体に採否結果を通知

2023 年 4 月 事業開始。運営団体、地方自治体と調整のうえ、協定書を締結

## 3. 添付資料

- ・自治体協力届出（様式 A）
- ・自治体協力届出（様式 B）
- ・協定書（様式 A）
- ・協定書（様式 B）
- ・日本財団 2022 年度「子ども第三の居場所」事業募集概要資料（参考資料）

※募集要項は 2022 年 9 月中旬に当財団ホームページにおいて公開予定です。

※当財団の助成対象は非営利活動法人など非営利活動・公益事業を行う団体ですが、当財団と協力しているブルーシー・アンド・グリーンランド財団が募集する同様の助成においては、各地方自治体が助成対象となります。こちらの募集については、申請期間が 2022 年 8 月 1 日（月）～2022 年 9 月 30 日（金）となりますのでご注意ください。なお、申請期間終了後も通年募集のご案内が可能ですので、個別にお問合せください。

【参考】ブルーシー・アンド・グリーンランド財団「子ども第三の居場所」設置自治体募集について（2023 年度）

[https://www.bgf.or.jp/activity/daisan-ibasho/20220428\\_boshu2023.html](https://www.bgf.or.jp/activity/daisan-ibasho/20220428_boshu2023.html)

## 4. お問い合わせ先

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

日本財団 経営企画広報部子どもサポートチーム

お問い合わせフォーム：<https://forms.gle/4AfwAN2b7JXBxTTq5>

※コロナ禍によりテレワーク実施中のため、上記 Google フォームにてお問い合わせください。

以上

添付資料) 自治体協力届出 (様式 A)

※公印必須

xxx 第 xxx 号  
xx 年 xx 月 xx 日

日 本 財 団  
会長 笹川 陽平 殿

xxx 市 xxx 部長  
xx xx 印

### 「子ども第三の居場所」事業実施の連携・協働体制について

xx 県 xx 市 (以下「本市」という。) は、xx 法人 xx (以下「運営団体」という。) による、家庭及び学校のほかに子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業 (以下「本事業」という。) の実施及び連携・協働体制をとることについて下記のとおり申し送ります。

#### 記

1. 運営団体から本事業の内容及び対象について聴取し、把握した。
2. 本市において本事業を実施する必要性がある。
3. 本市における公的扶助の対象児童数は次のとおりである。

生活保護受給世帯のうち、教育扶助受給世帯数	_____	世帯
児童扶養手当受給世帯数	_____	世帯
就学援助受給世帯数	_____	世帯
4. 運営団体が本事業を実施するにあたり、本市は生活困窮世帯に対する本事業の周知や、運営団体への対象児童の紹介等につき、連携・協働する。
5. 運営団体が公益財団法人 日本財団に対し、本事業に対する助成金 (以下「本助成金」という。) を申請し、採択された場合には、本市、運営団体及び公益財団法人 日本財団の三者が調整し、本届出に基づく協定書を締結する。
6. 本助成金の交付終了後も本市の事業として継続できるように必要な措置を講ずる。

以上

添付資料) 自治体協力届出 (様式 B)

※公印必須

xxx 第 xxx 号  
xx 年 xx 月 xx 日

日 本 財 団  
会長 笹川 陽平 殿

xxx 市 xxx 部長  
xx xx 印

### 「子ども第三の居場所」事業実施の連携・協働体制について

xx 県 xx 市 (以下「本市」という。) は、xx 法人 xx (以下「運営団体」という。) による、家庭及び学校のほかに子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業 (以下「本事業」という。) の実施及び連携・協働体制をとることについて下記のとおり申し送ります。

#### 記

1. 運営団体から本事業の内容及び対象について聴取し、把握した。
2. 本市において本事業を実施する必要性がある。
3. 本市における公的扶助の対象児童数は次のとおりである。

生活保護受給世帯のうち、教育扶助受給世帯数	_____	世帯
児童扶養手当受給世帯数	_____	世帯
就学援助受給世帯数	_____	世帯
4. 運営団体が本事業を実施するにあたり、本市は生活困窮世帯に対する本事業の周知や、運営団体への対象児童の紹介等につき、連携・協働する。
5. 運営団体が公益財団法人 日本財団に対し、本事業に対する助成金 (以下「本助成金」という。) を申請し、採択された場合には、本市、運営団体及び公益財団法人 日本財団の三者が調整し、本届出に基づく協定書を締結する。
6. 本助成金の交付終了後も事業を継続する運営団体と、必要な連携・協働を継続する。

以上

「子ども第三の居場所」事業にかかる協定書 (案)

xx 県 xx 市 (以下「甲」という。)、xx 法人 xx (以下「乙」という。) 及び公益財団法人日本財団 (以下「丙」という。) は、乙による家庭及び学校の他に子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業 (以下「本事業」という。) の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

前提事項

1. 甲、乙及び丙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを確認する。
2. 丙は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が実施する本事業に対して助成金 (以下「本助成金」という。) を交付する。
3. 丙による乙への本助成金交付期間は、本事業運営開始日を初年度として原則 3 年度目の 3 月 31 日までとし、運営開始日が 1 月 1 日から 3 月 31 日の間で、かつ丙が事前に承認した場合は 4 年度目の年度末 (3 月 31 日) まで延期することができる。
4. 甲、乙及び丙は、本助成金について、本助成金の交付が終了した後も乙が本事業を継続し、甲がこれに協力することを前提として交付されるものであることを確認する。

本事業の内容

5. 本事業は、乙が次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。
  - (1). 子どもに対する放課後等の居場所の提供
  - (2). 子どもに対する学習支援の提供
  - (3). 子どもに対する生活習慣の形成支援
  - (4). 生活困窮世帯とその子どもに対する相談支援等
  - (5). 本事業によって得られたデータの研究機関への提供 (個人情報保護等のために必要な措置を実施することを含む。)
  - (6). 甲の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
  - (7). 前各号に掲げるもののほか、子どもの居場所事業に関すること
6. 甲は、次の各号に掲げる事項を実施することにより、乙による本事業の実施に協力するものとする。
  - (1). 生活困窮世帯に対する本事業の周知
  - (2). 本事業の対象となる児童の乙への紹介
  - (3). 本事業の効果検証の実施
  - (4). 本事業に関する乙との連携・調整
  - (5). 前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策全般に関すること

添付資料) 協定書 (様式 A)

### 本事業の継続

7. 甲及び乙は、法令、条例等に反しない限り、本助成金の交付終了後も継続して本事業を実施する施設（以下「本施設」という。）において本事業若しくは生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等を活用した本事業に類似する事業（以下、「本事業若しくは類似事業」という）を実施することに同意し、そのために必要な措置を講ずるものとする。

### 設備等の継続利用

8. 乙は、本助成金の交付終了後も継続して本事業若しくは類似事業を実施するに当たっては、本助成金の交付期間中に乙が本事業のために取得し、又は工事、加工等を加えた不動産及び動産（以下「本設備等」という。）を継続して利用するものとし、甲はこれに協力する。ただし、次項に規定する丙の承認を得た場合には、この限りでない。
9. 第三者の所有権その他の権利を侵害する場合等、本設備等の利用の継続が困難となったときは、乙はその理由を丙に説明し、丙の承認を得るものとする。

### 運営品質の維持及び向上

10. 乙は、本事業若しくは類似事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を実施し、運営品質の維持と向上に努めるものとし、甲はこれに協力する。
- (1). 丙が派遣する評価員による本事業の定量的評価と改善提案の受入
  - (2). 丙が実施する研修会及び講習会への本施設従業員の参加
  - (3). 丙が本事業に関連する事例、ノウハウ等をまとめたマニュアルの利用

### 運営・資金計画の提出

11. 甲は、本協定の実効性を担保するため、本助成金の交付期間が終了する日の3か月前までに、次の各号に掲げる計画を取りまとめ、丙に提出する。
- (1). 本助成金の交付期間が終了した後も本事業若しくは類似事業を継続するための甲乙間における連携・協力の方法に関する計画
  - (2). 放課後児童健全育成事業費等の国庫補助、生活困窮者自立支援制度に基づく生活困窮世帯に対する子どもの学習支援事業、地域子供の未来応援交付金等、子どもの貧困対策に関連する予算・制度の併活用に関する計画

### その他

12. 甲及び丙は、乙に対する補助金・助成金その他の金員の交付等に関する審査や決定に際しては、甲及び丙の内部規程等並びに関連する法令、条例等に従って、必要な手続を行う。



「子ども第三の居場所」事業にかかる協定書 (案)

xx 県 xx 市 (以下「甲」という。)、xx 法人 xx (以下「乙」という。) 及び公益財団法人日本財団 (以下「丙」という。) は、乙による家庭及び学校の他に子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業 (以下「本事業」という。) の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

前提事項

1. 甲、乙及び丙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを確認する。
2. 丙は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が実施する本事業に対して助成金 (以下「本助成金」という。) を交付する。
3. 丙による乙への本助成金交付期間は、本事業運営開始日を初年度として原則 3 年度目の 3 月 31 日までとし、運営開始日が 1 月 1 日から 3 月 31 日の間で、かつ丙が事前に承認した場合は 4 年度目の年度末 (3 月 31 日) まで延期することができる。
4. 甲、乙及び丙は、本助成金について、本助成金の交付が終了した後も乙が本事業を継続し、甲がこれに協力することを前提として交付されるものであることを確認する。

本事業の内容

5. 本事業は、乙が次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。
  - (1). 子どもに対する放課後等の居場所の提供
  - (2). 子どもに対する学習支援の提供
  - (3). 子どもに対する生活習慣の形成支援
  - (4). 生活困窮世帯とその子どもに対する相談支援等
  - (5). 本事業によって得られたデータの丙及び研究機関への提供 (個人情報保護等のために必要な措置を実施することを含む。)
  - (6). 甲の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
  - (7). 前各号に掲げるもののほか、子どもの居場所事業に関すること
6. 甲は、次の各号に掲げる事項を実施することにより、乙による本事業の実施に協力するものとする。
  - (1). 生活困窮世帯に対する本事業の周知
  - (2). 本事業の対象となる児童の乙への紹介
  - (3). 本事業に関する乙との連携・調整
  - (4). 前各号に掲げるもののほか、子どもの居場所事業に関すること

## 本事業の継続

7. 乙は、法令、条例等に反しない限り、本助成金の交付終了後も継続して本事業を実施する施設（以下「本施設」という。）において本事業若しくは本事業に類似する事業（以下、「本事業若しくは類似事業」という）を実施することに同意し、甲はその実施期間中、必要な連携、協働を継続するものとする。

## 設備等の継続利用

8. 乙は、本助成金の交付終了後も継続して本事業若しくは類似事業を実施するに当たっては、本助成金の交付期間中に乙が本事業のために取得し、又は工事、加工等を加えた不動産及び動産（以下「本設備等」という。）を継続して利用するものとする。ただし、次項に規定する丙の承認を得た場合には、この限りでない。
9. 第三者の所有権その他の権利を侵害する場合等、本設備等の利用の継続が困難となったときは、乙はその理由を丙に説明し、丙の承認を得るものとする。

## 運営品質の維持及び向上

10. 乙は、本事業若しくは類似事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を実施し、運営品質の維持と向上に努めるものとし、甲はこれに協力する。
- (1). 丙が派遣する評価員による本事業の定量的評価と改善提案の受入
  - (2). 丙が実施する研修会及び講習会への本施設従業員の参加
  - (3). 丙が本事業に関連する事例、ノウハウ等をまとめたマニュアルの利用

## その他

11. 丙は、乙に対する助成金その他の金員の交付等に関する審査や決定に際しては、丙の内部規程等並びに関連する法令等に従って、必要な手続を行う。
12. 甲は、本助成金の交付期間が終了した後、次の各号に掲げるような事項が生じ、協力等の継続が困難になった場合には、本事業若しくは類似事業への協力等の終了を乙及び丙に申し出ることができる。甲、乙及び丙は、別途協議によりその詳細を定める。
- (1). 本設備等が使用に耐えない場合
  - (2). 乙が努力しても、運営に必要な人材が確保できない場合
  - (3). 甲乙が利用者の募集に努めても、十分な利用者が確保できない場合
  - (4). 法人の解散等により乙又は乙に代わる運営者が確保できない場合
  - (5). その他合理的な理由により本事業を継続することが困難である場合
13. 本協定書に規定した事項に関する疑義又は本協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、解決するものとする。



# 2023年度「子ども第三の居場所」事業募集概要



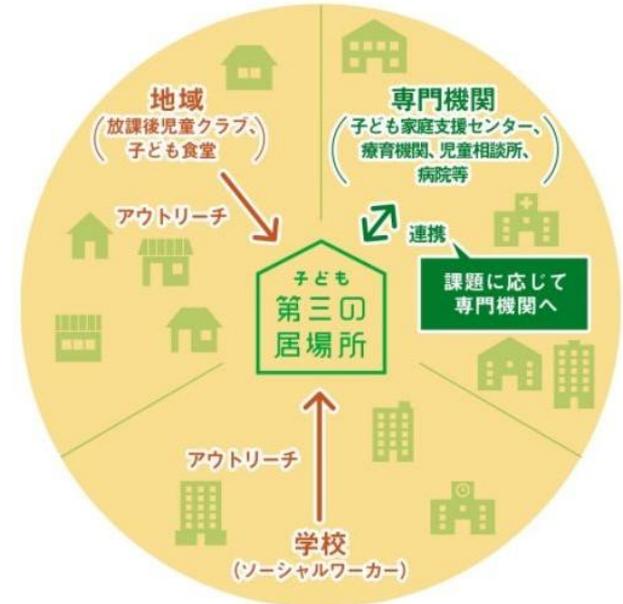
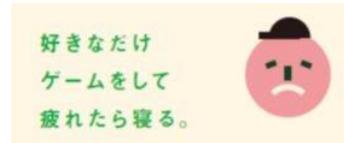
## 目次

1. 「子ども第三の居場所」事業について
2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について
3. スケジュール
4. 審査の視点・備考

※本スライドの情報は2022年8月時点のものです。  
別途、9月下旬に公開予定の募集要項を必ずご確認ください。

# 1. 「子ども第三の居場所」事業について

■日本財団は2016年から、すべての子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる「子ども第三の居場所」を全国に開設してきました。子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むと同時に、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指します。



■家庭環境や発達の特性など様々な困難に直面する子どもが通っています

■地域での連携体制(イメージ)

## ■拠点一覧（2022年8月時点）

全179拠点（常設ケアモデル49拠点、学習・生活支援43拠点、コミュニティモデル87拠点）

---

北海道（5）：東神楽町×2 積丹町 北広島市 古平町

青森県（1）：青森市

秋田県（1）：秋田市

宮城県（1）：岩沼市

福島県（2）：塙町 会津若松市

新潟県（4）：燕市 胎内市 新潟市 佐渡市

富山県（1）：高岡市

石川県（1）：穴水町

長野県（14）：長野市×2 大町市 御代田町×2 諏訪市×2 松川町 伊那市

佐久市 軽井沢町 飯田市 上松町 下條村

茨城県（2）：笠間市 つくば市

栃木県（6）：大田原市×2 日光市 市貝町 芳賀町 那須塩原市

群馬県（1）：みどり市

東京都（13）：清瀬市×2 渋谷区×2 大田区 文京区 調布市 三鷹市

多摩市 豊島区 荒川区 江戸川区 青梅市

埼玉県（11）：戸田市 和光市 嵐山町 さいたま市×3 久喜市 横瀬町

三芳町 入間市 吉見町

千葉県（5）：山武市 東金市 木更津市 茂原市 南房総市

神奈川県（2）：横浜市 湯河原町

静岡県（2）：御殿場市 三島市

愛知県（3）：長久手市 名古屋市 犬山市

三重県（2）：伊勢市 尾鷲市

滋賀県（2）：彦根市 高島市

京都府（4）：南丹市 京都市×3

奈良県（2）：天理市 三郷町

大阪府（14）：箕面市×2 高槻市 寝屋川市 摂津市 泉佐野市 大阪市×6

交野市 堺市

兵庫県（5）：尼崎市×3 明石市 養父市

岡山県（7）：備前市×2 美作市×3 奈義町 笠岡市

広島県（5）：尾道市×3 廿日市市 大崎上島町

徳島県（3）：鳴門市×2 徳島市

香川県（3）：丸亀市×2 直島町

愛媛県（2）：今治市×2

高知県（1）：須崎市

鳥取県（4）：鳥取市 北栄町 南部町 米子市

島根県（2）：雲南市 益田市

山口県（4）：宇部市 下関市 山口市 萩市

福岡県（2）：久留米市 水巻町

佐賀県（6）：唐津市×3 佐賀市 基山町 みやき町

長崎県（3）：大村市 雲仙市 長崎市

大分県（4）：杵築市 日田市 中津市 豊後大野市

熊本県（8）：玉名市 大津町 人吉市 熊本市×5

鹿児島県（6）：知名町×2 和泊町 奄美市 南さつま市 長島町

宮崎県（1）：宮崎市

沖縄県（14）：うるま市×3 沖縄市×2 那覇市×2 宜野湾市 本部町 南城市 浦添市×3 中城村

## 2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について

■「子ども第三の居場所」には3つの運営モデルがあり、いずれかのモデルに申請いただきます。

モデル名	(1) 常設ケアモデル	(2) 学習・生活支援モデル	(3) コミュニティモデル
実施内容	課題を抱えた子ども一人ひとりに、手厚いスタッフ体制による学習支援や生活支援、体験機会の提供等を行う。	市からの受託または自主事業として学習支援事業を行っている団体が、課題を抱える小学生低学年の子どもを対象に、学習支援に加えて、基本的な生活習慣を身につけるための支援などを行う。	地域の子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所を開所し、地域の人々との交流を通じて人と関わる力や自己肯定感を育むとともに、課題を抱える子どもの早期発見や見守りを行う。
助成対象団体	日本国内にて次の法人格を取得している団体：一般社団法人（※非営利型）、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）など非営利活動・公益事業を行う団体		
申請受付期間	10月（通常募集・申請受付期間内）※予定		
事業期間	2023年4月1日～2024年3月31日		
実施頻度	週5日～（週25時間～）	週3～（週12時間～）	週3日～（週9時間～）
人数	定員20名～	定員20名～、1日あたり7名～	1日あたり15名～

## 2. 「子ども第三の居場所」事業の募集について

モデル名	(1) 常設ケアモデル	(2) 学習・生活支援モデル	(3) コミュニティモデル
運営費	月額120万円以下	月額80万円以下	月額60万円以下
開設費（整備費）	原則上限5,000万円		
補助率	100%以内		
申請に必要な書類 （運営事業・開設事業 共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請補助資料</li> <li>自治体協力届出（様式A）</li> <li>前年度決算書類</li> <li>当年度予算書類</li> <li>定款</li> <li>現況写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請補助資料</li> <li>自治体協力届出（様式A又はB）</li> <li>前年度決算書類</li> <li>当年度予算書類</li> <li>定款</li> <li>現況写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請補助資料</li> <li>自治体協力届出（様式B）</li> <li>前年度決算書類</li> <li>当年度予算書類</li> <li>定款</li> <li>現況写真</li> </ul>
申請に必要な書類 （開設事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築見積書</li> <li>工事対象建物および土地の8年以上の確保が証明できる書類（賃貸借契約書や確約書等）</li> <li>工事対象建物および土地の登記簿謄本のコピー</li> </ul>		

### 3. スケジュール

助成の申請から審査、決定、事業実施までの流れは以下の通りです。

1. 事業募集説明会の実施：2022年9月
2. Googleフォームによる申請：2022年10月3日（月）12:00～2022年10月31日（月）17:00まで
3. 追加資料の提出：2022年11月上旬頃
4. 審査
5. 審査結果のお知らせ：2023年3月頃
6. 助成契約の締結
7. 事業の開始：2023年4月1日以降、事業の実施が可能です。
8. 完了報告書の提出：2024年4月上旬
9. 監査・事業評価の実施

## 4. 審査の視点・備考

- 審査は以下の3つの視点を中心に総合的に判断します。

### 【組織体制】

事業要件を満たしていることに加えて、人員や場所などをふまえた実施体制、また、これまでに学習支援事業や居場所事業、もしくは、それに類する福祉・教育事業を実施してきた実績があるかどうか。開所頻度・時間も審査において重視いたします。

### 【連携とその効果】

多様な関係者を巻き込み、事業の社会的意義を高めるとともに効果的に実施する工夫があるか。関係者に働きかけ、地域内における子どもの居場所事業を推進できるかどうか。

### 【継続・発展性】

助成終了後においても同事業を継続、発展させていく能力があるか。  
事業を継続するため、事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか、あるいは自治体による事業継続意思確認がとれているか。

- 申請には「自治体協力届出」の提出が必要です。

本事業の居場所が所在する自治体が記入する、団体が本事業を実施すること及び自治体が本事業実施に連携・協働することについて確認する書類です。自治体による公印（部長印）が必要です。  
助成終了後の実施体制（自治体の事業としての移管継続もしくは団体の事業として運営継続）によって2つの様式（様式A：自治体事業として継続を予定／様式B：団体の自主事業として継続を予定）のどちらかを提出していただきます。

問い合わせ先：日本財団 子どもサポートチーム

※Googleフォームよりお問い合わせください [【https://forms.gle/9JLdYQEuh26p886e8】](https://forms.gle/9JLdYQEuh26p886e8)